

規 則

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則

(山岳の区域)

第一条 埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十三号。以下「条例」という。）第十条第一項の山岳の区域（第三条第一項において「山岳区域」という。）は、別表のとおりとする。

(手数料の納期限)

第二条 条例第十条第一項の手数料（次条において「手数料」という。）の納期限は、消防防災課長が定める。

(手数料の減免)

第三条 条例第十条第二項の災害、経済的困難その他の特別の理由があると認めるときは、同条第一項の緊急運航による救助を受けた登山者等が次のいずれかに該当する場合とする。

一 山岳区域内に立ち入った後に発生した地震その他の自然災害に起因して遭難した者であると知事が認める場合（知事が、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第四条又は第五条に規定する予報又は警報等により、当該自然災害の発生を予測することができた者であると認める場合を除く。）

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者である場合

三 前二号に掲げる場合に類する場合として知事が認める場合その他手数料を減額し、又は免除すべき特別の理由がある者であると知事が認める場合

2 条例第十条第二項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記様式の手数料減免申請書に手数料の減額又は免除を求め理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、埼玉県防災航空隊の緊急運航に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

別表（第一条関係）

- 一 小鹿野二子山西岳中央峰山頂（北緯三十六度四分十一秒東経百三十八度五十分四十九秒の地点をいう。）からの水平距離一キロメートル以内の区域
- 二 両神山山頂（北緯三十六度一分二十四秒東経百三十八度五十分二十九秒の地点をいう。）からの水平距離三キロメートル以内の区域
- 三 甲武信ヶ岳山頂（北緯三十五度五十四分三十二秒東経百三十八度四十三分四十四秒の地点をいう。）からの水平距離五キロメートル以内の区域
- 四 日和田山南麓の男岩（北緯三十五度五十三分二十八秒東経百三十九度十八分十四秒の地点をいう。）からの水平距離百メートル以内の区域
- 五 笠取山山頂（北緯三十五度五十一分五十五秒東経百三十八度四十九分十二秒の地点をいう。）からの水平距離五キロメートル以内の区域
- 六 雲取山山頂（北緯三十五度五十一分二十秒東経百三十八度五十六分三十八秒の地点をいう。）からの水平距離三キロメートル以内の区域

別記様式（第3条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住所

氏名

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例第10条第2項の規定により、
下記のとおり手数料の減額（免除）を申請します。

記

- 1 救助された年月日
- 2 救助された山岳の区域
- 3 減額（免除）の理由

備考 上記の理由を証明する資料を添付してください。